

「輸出入食品、化粧品のラベル審査制度 の調整に関する公告」

2006年3月24日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

国家質量監督検査検疫総局公告 2006 年第 44 号 **輸出入食品、化粧品のラベル審査制度の調整に関する公告**

邦文は仮訳です。ご利用の際は上述タイトルをクリックして中文原文を参照願います。

【発布機関】国家質量監督検査検疫総局

【発布文号】公告 2006 年第 44 号

【発布期日】2006-03-24

輸出入食品、化粧品のラベル審査制度の調整に関する公告

国务院行政審査改革精神を徹底的に実行し、手順を簡潔化し、輸出入を便利にするために、輸出入食品、化粧品のラベル審査制度を調整することを決定し、以下のように公告する：

- 一、輸入食品、化粧品のラベルは必ず中国法律法規と強制的基準の規定に合致しなければならない(関連法律法規と基準は国家質量検査検疫総局ホームページ [www. aqsiq. gov. cn](http://www.aqsiq.gov.cn)/輸出入食品化粧品安全/食品化粧品ラベル管理で調べることができる);輸出食品、化粧品ラベルは必ず輸入国/地区の要求に合致しなければならない。
- 二、2006 年 4 月 1 日から、輸出入食品、化粧品のラベル審査と輸出入食品、化粧品の検査検疫は結合して行い、予め審査は行わない。各級取扱い機構は輸出入食品、化粧品ラベルの予め審査申請を取扱わない。出入国検査検疫機構は『輸(出)入食品、化粧品ラベル審査証書』をもって検査申請をすることを強制的に要求しない。
- 三、各地出入国検査検疫機構は輸出入食品、化粧品に対して検査検疫を行う場合、輸出入食品、化粧品ラベルの内容が法律法規と基準で規定した要求に符合するか否か、及び質量に関連する内容の真実性、正確性に対して検査を行うべきで、検査で合格した場合、規定に基づいて提出する検査証明書類に「ラベル検査で合格」と注釈を加えるべきである。

2006 年 10 月 1 日前に輸入した食品、化粧品のラベルが中国の関連法律法規と強制的基準の規定に合致しなかった場合、出入国検査検疫機構の監督の下で変更し、規定に合致してから通行させることができる。

2006 年 10 月 1 日から、輸入食品、化粧品が中国の関連法律法規と基準の規定に合致しない場合、『中華人民共和国輸出入商品検査法实施条例』第十九条の規定に基づいて取扱う;輸出食品、化粧品のラベルが輸入国/地区の規定に合致しない場合、『中華人民共和国輸出入商品検査法实施条例』第二十七条の規定に基づいて取扱う。

四、既に取得した『輸(出)入食品、化粧品ラベル審査証書』は引続き有効であり、若し輸出入食品のラベルと審査証書の内容が合致する場合、ラベル審査を免除することができる。

『中華人民共和国食品ラベル事前包装通則』(GB7718-2004)、『中華人民共和国特殊膳食品ラベル事前包装通則』(GB13432-2004)等の新基準が食品ラベルに対しての要求に変化が生じたため、新しい証書に変更する必要がある場合、国家質量監督検査検疫総局輸出入食品ラベル事務室が 2005 年 12 月 9 日に発布した『輸入食品ラベル審査証書』に対する審査と取り替えに関する通告』の規定に基づいて証書を取り替える。取扱いの最終期日は 2006 年 5 月 1 日とする。その後から、法律法規又は基準のラベルに対する要求に変化が生じたため、新要求に

合致しなくなった場合、証書は自動的に廃止になる。

五、検査検疫機構が輸出入食品、化粧品に対して検査検疫を行う場合、ラベルの審査、測定、検査を含め、統一的に検査検疫料金基準に従って料金を取り、ラベル審査費を取らない。

国家質量監督検査検疫総局

二〇〇六年三月二十四日